

放置違反金納付命令書

様

群馬県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付期限までに納付してください。

命令の件名	
放置違反金の額	
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	
納付命令の理由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 違反日時 違反場所 違反車両番号 違反態様

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先
〒
電話